

利用者負担額表（教育・保育認定）

●保育認定子どもの保育料月額

3歳以上児の保育料は無償です。また、3歳未満児の副食費については、保育料に含まれています。（保育料は入所した前年度の3月31日時点の年齢で決定します。）

多子計算区分	階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児
			保育標準時間	保育短時間	副食費
①	A	生活保護世帯	0円	0円	免除
	B-2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
	C1-2	市町村民税均等割のみ	9,800円	9,700円	
	C2-2	所得割課税額 48,600円未満	12,700円	12,600円	
	D1-2A	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	18,000円	17,800円	
②	D1-2B	所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	18,000円	17,800円	※
	D1-3	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満			
	D-2	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	26,700円	26,400円	
	D-3	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	36,600円	36,100円	
③	D-4	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	48,000円	47,300円	
	D-5	所得割課税額 397,000円以上	62,400円	61,500円	

※副食費は施設により異なります。また、第3子以降の副食費は免除されます。（D-4、D-5階層は免除とならない場合あり）

●教育認定子どもの副食費月額 ※保育料は無料です。

多子計算区分	階層区分	定義	教育認定子ども		
			第1子	第2子	第3子以降
①	A	生活保護世帯	0円		
	B-1/B-2	②市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）			
	C-1/C-2	③所得割課税額 77,100円以下			
②	D	④所得割課税額 211,200円以下	※	※	※
③	E	⑤所得割課税額 211,201円以上	※	※	※

※副食費は施設により異なります。また、第3子以降の副食費は免除されます。（E階層は免除とならない場合あり）

【1・2号の副食費及び3号認定保育料における第3子以降の計算方法】（上記表の左の欄の番号をご確認ください。）

多子計算区分	3子目以降の考え方
①	保護者と生計が同一の子どもは年齢に関わらず計算に含め、第3子以降※は無料。
②	18歳未満の子どもを計算に含め、第3子以降は無料。
③	在園中の子ども（1号認定は小学3年生以下）のみ計算に含め、第3子以降は無料。（①・②の適用外）

*階層により例外あり。[特記事項]を参照。

（ひとり親家庭、在宅障がい児（者）のいる世帯等の場合）

3歳以上児の保育料は無償です。また、3歳未満児の副食費については、保育料に含まれています。（保育料は入所した前年度の3月31日時点の年齢で決定します。）

多子計算区分	階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児
			保育標準時間	保育短時間	副食費
①	A	生活保護世帯	0円	0円	免除
	B-1	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
	C1-1	市町村民税均等割のみ	4,200円	4,200円	
	C2-1	所得割課税額 48,600円未満	5,700円	5,700円	
	D1-1	所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	5,700円	5,700円	
②	D1-3	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	18,000円	17,800円	※
	D-2	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	26,700円	26,400円	
	D-3	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	36,600円	36,100円	
③	D-4	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	48,000円	47,300円	
	D-5	所得割課税額 397,000円以上	62,400円	61,500円	

※副食費は施設により異なります。また、第3子以降の副食費は免除されます。（D-4、D-5階層は免除とならない場合あり）

【特記事項】

- 保育料は入所した前年度の3月31日時点の年齢で決定します。年度途中で年齢が上がっても、その年度中の保育料は変わりません。
- 3歳未満児の場合、同一世帯で2人以上の児童が入所している場合は、在園する最年長児を第1子とし表中の額、第2子は表中の額の半額、第3子以降は無料となります。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入所していない場合でも、階層区分「C1-1」「C2-1」「D1-1」の階層については第2子以降無料、「C1-2」「C2-2」「D1-2A」の階層については第2子は半額、第3子以降無料となります。
- 保育料は、児童の父母の市町村民税額の合算額によって決定します。（祖父母等が家計の主宰者である場合には、祖父母等の税額も合算して保育料を算定します。）
- 階層区分決定の基礎となる市町村民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の税額控除を適用する前の額となります。
- 毎年9月が保育料の切り替え時期になります。（4月～8月は前年度市町村民税で、9月～3月は当該年度市町村民税で算定します。）
- この保育料のほか、各園により教材費や行事費などのほか、実費等の負担が必要な場合があります。

【保育料・副食費の支払先】

施設区分	保育料	副食費
公立保育園	市	市
私立保育園	市	施設
認定こども園	施設	施設